

「東近江行政組合議会」とは

1 概要

組合議会は、組合構成市町 2 市 3 町の議会からそれぞれ選出いただいた、18 名の議員で構成されています。議会は、年 3 回の定例会と必要に応じて開かれる臨時会があり、組合の運営方針や予算・条例などを審議し決定事項は直ちに執行機関により実施されます。

2 定数・任期

- ・ 定数：18 名
(近江八幡市 5 名 東近江市 7 名 日野町 2 名 竜王町 2 名 愛荘町 2 名)
- ・ 任期：組合構成市町の議員任期によります。

⇒[組合議員の紹介](#)

3 議会開会時期

- ・ 定例会：毎年 3 月、9 月および 12 月
- ・ 臨時会：必要に応じて開会

⇒[会議日程](#)

4 傍聴について

議会全員協議会および本会議は公開されており、どなたでも傍聴可能です。受付は組合庁舎 4 階の総括管理課となります。議会での議員の発言や組合の考え方などを直接見聞きすることができますので、お気軽にお越しください。

なお、傍聴席に限りがあり、また会議の内容によっては秘密会で行われますので傍聴できないこともあります。

5 議会の結果

会議結果については、「会議結果」のページに掲載していますのでご覧ください。

⇒[会議結果](#)

この記事に関するお問い合わせ

東近江行政組合

総括管理課 滋賀県東近江市東今崎町 5 番 33 号

電話番号：0748-22-7620 FAX 番号：0748-22-7608

E-mail：sokatsu@eastomi.or.jp